

静岡県告示第408号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成31年4月26日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 概要を変更する施設

(1) 変更前

種類	名称	位置	能力
道路 (道路)	臨港道路 新興津1号線	新興津埠頭～ 興津埠頭1号道路	延長 291.43m、車線幅員 24m、 車線数 4、舗装形態 アスファルト舗装

(2) 変更後

種類	名称	位置	能力
道路 (道路)	新興津埠頭 1号道路	新興津埠頭～ 興津埠頭1号道路	延長 606.24m、車線幅員 24m、 車線数 4、舗装形態 アスファルト舗装

2 変更年月日

平成31年3月31日